

〈研究論文〉

外国人集住地域における  
多文化共生の取り組みに関する考察

——中国人集住地域の事例調査を通して——

曹 蓓 蓓

## 外国人集住地域における多文化共生の取り組みに関する考察

——中国人集住地域の事例調査を通して——

曹 蓓 蓓

### 1. はじめに

本稿では、外国人ニューカマーによって形成された集住地域の中で、中国人の集住地域に着目し、そこにおける多文化共生の取り組み実態の事例分析を通して、その取り組みが地域においてもっている意味、そして、存在している課題を解明・検討し、さらに、地域における多文化共生形成のメカニズム構築の可能性について考察する。

1980年代以降、国境を越えた人の移動が活発になって、多くの外国人（ニューカマー）の来日が促進されてきた。その背景には技能実習、留学、永住等の在留資格を持っている者が増加していることがあった<sup>①</sup>。日本社会での定住化に伴い、外国人が地域社会の生活者となって日本人住民と共生するようになった。さらに、公営住宅の入居条件が緩和されたため<sup>②</sup>、多くの外国人の入居が促進され、外国人集住地域が形成されてきた。

1990年代以降、中国の経済発展に伴い、中国人の来日が急増した。その多くは20代で日本に留学し、そのまま日本の企業に就職して日本で生活をしている。しかも、より良い住宅環境を求めて東京大都市圏の1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に集住する傾向が強いといわれている<sup>③</sup>。単純労働力ではなく平均以上の収入を得て日本での生活に適應しているように見える中国人の集住地域においては、どのような問題があるのか、これまで十分に研究さ

れていない。他方、日系南米人の集住地域においては多文化共生推進協議会<sup>④</sup>のような組織が設置されており、就労支援や居住支援のような生活保障について取り組んでいる。では、中国人集住地域においては、どのような状況に遭遇しているのだろうか。

このことを究明するために、筆者は中国人のニューカマーが集住している地域の一つである埼玉県のA団地を事例対象として、地域における多文化共生推進の実態について調査<sup>⑤</sup>を行った。結果としては、日本人住民が中国人と共生するに際して、文化的相違に基づく誤解等があることが分かった。そこには交流疎外<sup>⑥</sup>による信頼の欠如があるといえよう。こうした状況を解消するために、A団地の住民組織たる自治会、商店会及び公的社会教育機関である公民館が様々な対策を考えて住民間の交流を促進して、多文化共生の取り組みを始めた。しかし、A団地においては、日本人住民と中国人の間に生じた誤解等が相変わらず存在している。

その原因を解明するために、本稿では、A団地において展開された多文化共生の取り組みを検討し、そのような取り組みがA団地においてもっている意味、及び地域内で多文化共生を形成するにあたりどのような課題があるかを解明し、多文化共生形成のメカニズム構築の可能性について考えたい。

本稿は、政策レベルの多文化共生施策を参照しつつ、地域社会における生活レベルの多文化共生について検討を行いたい。また、外国人集住地域に関する研究とはいえ、埼玉県川口市における中国人が集住するA団地の事例であるこ

とをお断りしておきたい。

## 2. 埼玉県川口市の多文化共生とA団地の概況

### 2-1. 埼玉県川口市の多文化共生指針

埼玉県川口市は、2010年度時点で外国人登録人口がさいたま市を超え、埼玉県で第1位、全国で第6位の自治体となっていた<sup>(9)</sup>。川口市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接しており、また県内では戸田・蕨・越谷・草加・さいたまの各市に接している。川口市の大部分は都心から10~20キロ圏内に含まれており、大都市の都心部から近いというメリットのため、東京都のベッドタウンになっている。2013(平成25)年末現在、川口市の総人口は583,989人に達し、外国人登録者数は22,958人であり、総人口に占める割合が約4.0%となっている<sup>(10)</sup>。

市の多文化共生施策は、多文化共生の推進に関する研究会の定義した「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」<sup>(11)</sup>という多文化共生の考え方に則って進められている。2011年に多文化共生指針策定委員会<sup>(12)</sup>を設置し、川口市自治基本条例、第4次総合計画、及び埼玉県多文化共生推進プランに基づき、今後川口市が外国人住民とともに多文化共生を進めていくみちを検討した。その検討を踏まえ、川口市の多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的な推進内容は以下の『川口市多文化共生指針』に示されている<sup>(13)</sup>。

誰に対しても平等に受け入れる人権の尊重、あなたも地域参加者のひとりにする地域社会の活性化、及び外国人住民も自ら地域社会に参加できる地域社会をつくる。

『川口市多文化共生指針』においては、地域社会における日常生活レベルの共生についてより明確化され、日本人と外国人を問わず誰でも地域住民として尊重され平等に受け入れられ、外国人の地域社会への参画が表明された。しかも、国籍、民族あるいは集団にかかわらず、人と人との共生が大事であるということが提唱された。

このような「自己」と「他者」との共生を目指している市の方針に対して、A団地における多文化共生の現状を見てみよう。

### 2-2. A団地について

A団地は川口市のN地区に位置し、Y町に所在している。2013(平成25)年末現在、Y町に住んでいる人口総数は5,047人、世帯数は約2,862世帯であり、そのうち、外国人の人口総数は2,276人で、1,226世帯となっている<sup>(12)</sup>。川口市において、Y町に住んでいる外国人が一番多い。

工場の跡地に建設されたUR賃貸住宅であるA団地<sup>(13)</sup>は、建設当時に保育園や郵便局、A団地B公民館(以下、「B公民館」とする)等の公共施設が揃って、自治会や商店会のような住民組織も形成されていた。30年以上経て、他の公営住宅と同じように、A団地では設備の老朽化に加え、現住民の子世代が転出し居住者は親世代の高齢者である。日本人の入居者の減少による多くの空部屋を再活用するため、入居条件が一層緩和された。また、都心から近く交通の便がよいというメリットがあつて、A団地に居住する外国人ニューカマーが多くなってきた。その中で中国人の居住者が一番多いといわれる。IT関係会社の社宅として入居することは中国人がA団地に居住する契機となった。現在、IT関係の会社員以外、他の職業についている若い世代の中国人とその家族が短期的な居住地としてA団地に多く集まってきた。したがって、入居者の回転率が高いといわれる<sup>(14)</sup>。

このような地域において、異なる文化を持っている住民間に何等かの葛藤が生じているのではないかという問題意識をもって、筆者はA団地を訪問した。団地のUR都市機構と自治会、B公民館職員によると、A団地では日本人住民と中国人の間で軋轢がないとのことであった。しかし、団地内の掲示板を見ると、住民間に問題があるように思われた。

例えば、2012年末頃、団地内の掲示板に、出入りの通路に群集して話さないようにという内容が中国語のみで告知された<sup>(15)</sup>。この告知文がどのように受け取られるかは読む人の立場によ

って異なるのである。中国語で表示されたことは、日本人住民と中国人に注意される対象が中国人だと思わせるのではないか。中国人から生じた出来事への注意を、わざと分かりやすい方法で中国人に伝えようという「好意」をもって出された告知は、却って中国人と日本人住民との対立を明示することになった。つまり、私たち（中国人）とあなたたち（日本人住民）という区別ないし差別的な意識が読み取れるように思われる。掲示板によって一方的な通告が、却って住民間の交流疎外になるのではないか。

このような対応によって、日本人住民と中国人が明確に分けられて、接触や交流等を殆どせずに生活しているため、葛藤が存在しないというより、むしろ、これまで存在した葛藤が葛藤でないとされたように考えてよいのであろう。この告知を見た中国人の考えが日本人住民に伝えることができない状況にあるため、日本人住民には「軋轢がない」と思わせただのではないかと筆者は考えている。これも交流疎外のために生じた無理解ないし誤解であるといえよう。

### 3. 日本人住民側の取り組みからみた住民間の無理解ないし誤解

このような住民間の交流疎外の状況はより多くの中国人の入居に伴い、一層明らかになってきた。例えば、高齢者たる日本人住民にとっては、地域のセーフティネットワークの構築が大切である。高齢者への日常生活支援等が同じ高齢者同士の日本人住民間で展開するのは困難である。これは全団地の住民の協力と理解が欠かせないのであり、中国人の参加も必要である。また、日本人住民にとっては、隣に住んでいる人がどのような人なのか分からないようでは、安全な環境ではないことになる。したがって、安全・安心な生活環境をつくるために、自治会をはじめ、日本人住民は中国人と交流し、中国人を仲間に入れるということを重視してきたが、上手くいっていない。以下はその点について検討したい。

#### 3-1. 自治会の入会勧誘

稲葉佳子・石井由香ら<sup>(16)</sup>は外国人住民への取り組みが行われている10団地を対象にして、そこで外国人居住者への有効な対応方策をつくるために、自治会と行政やNPOとの連携による対応体制を類型化して、一般化可能な取組体制のモデルを導き出すことを試みた。その中で、A団地は中国人の自治会未加入に加え、行政とNPOとの連携に取り組んでいないため、考察対象から除かれていた。A団地の自治会は中国人の未加入を放置し、傍観しているのであろうか。筆者は自治会を訪問したときに、自治会が中国人への入会勧誘に努めていることが分かった。しかし、自治会の努力にもかかわらず、中国人の入会者は少ない状況にある。以下はその原因について検討してみよう。

自治会役員が中国人に入会を誘ったとき、中国人の無理解と無関心に遭遇したとのことである。そうした無理解、無関心は中国人の日本語理解に原因があると考え、中国語版の自治会入会案内を作成して配布した。しかし、今度は中国人側の「自治会の入会メリットは何なのか」という質問に困惑したとのことである。自治会長はその質問の意図が理解できなくて、中国人が経済的なメリットを重視する考え方をつよく持っているのかと思った、という<sup>(17)</sup>。自治会役員へのインタビューを通して、多くの役員が中国人の未加入の原因を深く考えず、単なる経済的な原因で入会を拒否したという理解を持っていることが分かった。

しかし、中国人の自治会未加入は経済的な原因のみであるのだろうか。何のために自治会に入るのか、自治会はどのような組織であるのか、自治会がやることは何なのか、これらは団地の日本人住民には理解されていると思われるが、「自治会」の名称を付けている組織について聞いたこともない中国人にとって、その意義等の理解は困難であるようにみられる。それゆえ、「入会メリットは何か」という質問をしたと思われる。

自治会は地域づくりの担い手としてその役割が最も重要である。辻中豊ら<sup>(18)</sup>によれば、日本

の自治会が「地域住民の親睦，住民生活に必要なサービスの提供，市区町村による政策執行の支援，市区町村に対する地域の要望の伝達など多様な活動を行っている」，「地域住民から構成された」組織である。しかも，自治会は「住民生活を円滑に保つために重要な役割を果たしている」のである。即ち，自治会は地域住民の要求やニーズを交流する場であり，住民と住民の間，住民と行政の間のかげ橋となっている。自治会の活動に参加するというのは，自らこの地域の構成員であり主体的に地域活動に参画するという住民の意思が表示されることである。

自治会の作成した中国語版の自治会入会案内の内容をみると，自治会の日常的な仕事と会費納付の説明のみであり，日本人住民にとって理解されている「自治会」の役割と機能については中国人に十分な説明がされていないように思われる。したがって，この案内をみたとしても，中国人にとっては「自治会」の意味が理解できなく，自治会の入会について判断できないと思われる。

中国語版の自治会入会案内のほか，自治会はもう一つの対策を打ち出した。それは中国人に地域活動に参加してもらうことである。その対策を契機として，自治会は積極的に中国人に接触してきた。中国人のF氏<sup>(9)</sup>はB公民館でのスポーツ団体の活動終了後，餅をつく人手を探している自治会役員に会ったのである。声をかけられたF氏はその役員に電話番号を教えた。その後，自治会との付き合いが始まった。F氏は自治会の餅つき大会にこれまで（2012年まで）2回協力した。その他，自治会が協力したN地区体育祭にも参加している。毎回活動する前に自治会から参加者不足という理由で連絡がきた。F氏が積極的に自治会に連絡することは一度もない。なぜかという点，それは日本人の活動であり，人手不足で中国人の協力を得たいときに日本人から要請されると考えており，要請されれば協力する，という態度をとっている。

以上はF氏の個人的体験であり，A団地の中国人全体の考えを示すものではないが，地域の他の活動からF氏のような考え方を持っている

中国人がA団地では少なくないように思われる。「ふるさと祭り」はA団地住民のお祭りであるが，多くの中国人は自治会に入会していないため，まず活動（抽選等）に参加する資格を有していなかった。また，お祭りのとき，私たち（中国人）の活動ではないと思って一定の距離において日本人を見ている中国人が多くみられた。

中国人の自治会未加入及びA団地への関与の薄さが生じた原因としては，前述したように中国人居住者の回転率の高さがあると思われる。しかも，日本人住民からみると，自治会役員が中国人に連絡するが，中国人が積極的に参加してこないのは，中国人が自治会と付き合いおとしないからではないかと思っているかもしれない。

しかしながら，これは中国人だけの問題でなく，中国人とのコミュニケーションを促進しようとした自治会の仕方にも中国人に誤解を与えたこともある。自治会が中国人に対する入会勧誘事業の展開にあたって，異なる文化背景における中国人の考え方や価値観を理解しようとする意欲が欠如しているようにみられた。また，自治会が中国人とコミュニケーションをしているときに，交流疎外のため無理解と誤解を発生させて，中国人側に脇役，協力者であると思わせるようになったことを見落としているように感じられた。その結果として，自治会の意図が中国人には伝わらず，中国人の考えも自治会に理解されない状況が生じたのであろう。

### 3-2. 商店会のイベント

自治会以外，A団地では商店会も日本人住民と中国人との交流疎外を問題視するようになり，住民間の交流を促進するために異文化交流のイベントに力点を置いた。このイベントがA団地における日本人住民と中国人との交流疎外にどのような影響をもたらしたのか，また，その影響が住民間の交流疎外による誤解をどれ程解消することができるのかについて検討したい。

商店会は地域に住んでいる中国人が多いという特徴に対応するため，A団地商店街の従来の営業方針を改革しようと考えた。

2013年に、商店会は新たな挑戦として全国商店街振興組合連合会が主催した「地域商店街活性化事業（助成金）」<sup>(20)</sup>に応募して採択された。補助金を得た商店会はA団地の活性化への取り組みに着手し始めて企画案を打ち出した。その第一歩としては、顧客誘導・コミュニケーション的観点から中国人と密接に交流して、日常的なつながりを形成しようとする中国人への「囲い込み」<sup>(21)</sup>、また、それによって商店街の更なる活性化を図ることである。さらに、その企画案によって、地域活性化の観点から自治会と連携して多文化共生に関する地域の仕組みを構築しようとする商店会の意図もみられる。

イベントは2013年12月14,15日（土、日曜日）と2014年1月25,26日（土、日曜日）に開催された。イベントの一環として、商店会はステージ出演の形式で日中文化交流を行うことにした。そのため、商店会は事前準備の段階で、市の関連部局を訪れ、市の多文化共生の担当職員の意見を聴取し、関連する組織及び民間団体との連絡をとってもらった。そして、何回もやりとりをして、多領域からの協力<sup>(22)</sup>が得られるようになった。また、イベント開催直前の打ち合わせの中で、商店会は各協力者から多様な提案を得て相互に意見を交換した。また、12月のイベント後の反省会で、商店会はこれまで不十分なことをまとめ、1月のイベントを順調に行うための改善対策<sup>(23)</sup>を提出した。

しかしながら、このイベントの企画と運営を担当しているのは主に日本人側であった。実は、商店会において、外国人店舗は4軒<sup>(24)</sup>あるが、イベントの企画段階から、日本人が主役として議論を行い、外国人は聞いているのみであった。また、イベントのときに各店は自分の営業を重視していた。今回のイベントの企画、準備、実施において、日本人と外国人の会員間でコミュニケーションが上手くとれていないし、商店会が組織として活動していないことが感じられた。

イベントでは、日中住民間の交流を促進するために設定したステージ出演が日中住民お互いの文化をリアルに展示して接触する契機を提供したことが十分に分かった。この点は中国人

へのインタビューにも感じられたし<sup>(25)</sup>、筆者もステージ出演の司会を通して感じた。イベントの効果としては、日本人住民と中国人がステージ出演を見て、相手の国の文化における「美」を発見し、自国文化を再認識することができたと思われる。しかしながら、催し物に対する感想を持っている住民たちの交流がないままイベントが終わってしまった。

商店会は日本人住民と中国人との共生に向けて、イベントを通して相互の交流を促進し地域内のネットワークを構築しようとした。しかも、このイベントを通して多領域に係る団体と結びつくようになった。にもかかわらず、このような活動の準備、開催及び結果をみると、商店会にとっては、中国人と密接に交流を図るという企画案の目標を達成するには至っていない。

#### 4. B公民館の多文化共生に関する事業

川口市では中学校区単位に34公民館が設置されて、地域住民の「集いの場」として事業が展開されている。2013年3月末現在、B公民館には常勤公民館職員2名と嘱託1名が配置された<sup>(26)</sup>。川口市の公務員の場合は、毎年人事異動が行われているが、同じ業務内容を一般的に3年位務めることとなっている。人事異動に際して、公民館職員は専門職でなく、他の部局から回ってくる職員が担当することもある<sup>(27)</sup>。市では公民館職員の専門性を重視していないように思われる。

B公民館はA団地の中心部に設置されて、団地開設と同時に開館し30年以上の歴史を持っている。A団地における日本人住民と中国人の「集いの場」をつくるために、B公民館がどのように取り組んでいるのか、公民館の事業分析を通して検討したい。

異なる国籍間の住民の交流を促進する手段の一つとして言語が重要である。地域に根差した公的社会教育機関であるB公民館は語学の学習講座における異文化の接触を通して、地域における多文化共生を促進しようとした。団地における言語の壁が存在していると思ったB公民館職員は日本人向けの「初心者のための中国語会話教室」（以下、「教室」と略す）を企画した。

2010年度では、中国（上海）の万博がもたらした中国ブームのため、受講者が20人を越えた。しかし、2011年に入って、受講者は減少し10人未満になった。B公民館は2014年度の主催事業から教室を中止した<sup>(28)</sup>。この教室の受講者数が減少して中止されるに至る原因について検討したい。

教室は毎年10月の毎週の金曜日午後開催される講座で、中国文化を紹介する主旨を持って中国語が全く話せない住民に中国語の学習機会を提供する事業である。1か月間の受講回数と受講時間が合わせて4回、合計8時間である。筆者は2012年と2013年の二年間にわたって教室を見学した。受講者の多くはこの団地に住んでいる中高年者で、内容は極簡単な日常会話である。講師が教えるときに、中国語の発音練習を重ねて中国の文化や日常生活上の豆知識を紹介した。受講者たちは中国語に勿論関心を持っているが、中国の文化に対しても興味を持っているように感じられた。講座が終わったとき、受講者は講師に中国文化に関する質問をし、中国に旅行した経験を他の受講者と共有した。以上は教室の基本状況及び筆者が観察した授業中の光景である。

筆者は2013年に、中国語学習及び教室の授業に関する感想について教室の受講者10名にアンケート調査を実施した<sup>(29)</sup>。回答から次の情報を得ることができた。教室の時間については、全員が受講回数と受講時間が少ないと感じている。内容については、毎年度入門内容の繰り返しのみでなく、初級、中級のようにクラスを分け継続的に勉強したいということが分かった。さらに、中国語学習への関心については、公民館の場を借りてサークルを結成し中国語を勉強していくという提案も出てきた。

筆者はこのようなアンケートから得た情報をB公民館職員と共有した。回答の意見と提案をまとめて、館長にインタビューしたときに提出した。教室の回数と時間の増加という要求に対しては、館長より不可能であるとの回答が出された。なぜかというところ、川口市の公民館で実施する講座は殆ど短期で企画され、公民館として

は、住民に学習機会及び場所のみ提供するという立場をとっているからである。

さらに、B公民館の場を借りてサークルを結成するという希望に対しては、館長は次のように応えた<sup>(30)</sup>。受講者自身が学習内容に興味を持ってサークルを結成しようとする場合、公民館に相談すれば、そのことに関しては、職員は対応するというのがB公民館の行う支援である。B公民館職員が積極的にサークルを育成することをしないことが館長の話から分かった。B公民館職員と利用者の間には学習活動支援の関係が形成されていないように思われた。例えば、初回の教室が始まる時に、職員は講師の紹介をした以外、事務室にいる時間が多くて教室には殆ど顔を出さず受講者と交流もしていなかった。そのため、B公民館職員が受講者の意見や学習効果等を把握するのは殆どできていないようにみえる。

教室の事業において、B公民館職員が人間関係の構築、特に、利用者とのコミュニケーションに対して消極的な態度をとっていることが感じられる。他方で、日本語教室の開催において、B公民館職員が公的社会教育機関としての公民館の役割に関する自覚をもっていないように思われる。

B公民館の事業では、日本語に関する講座等が企画されていない。A団地に住んでいる多くの中国人には、日本語の学習ニーズがないはずはないと思われる。筆者は、この問題意識をもってB公民館の他の事業を見学したときに、ロビーで職員に日本語教室の有無を質問していた中国人に遭遇した。職員は公民館で日本語教室を行っていないと説明しつつ、日本語講座のある他の場所を教えた。筆者は、日本語教室が企画されない理由について館長に質問した。公民館の事業は年度初めに予算上で決められており、現在は日本語講座の予算としては計上していないため、学習ニーズがあったとしてもすぐに対応できない状況であるというのが館長の回答であった。また、館長は、過去にボランティアによって日本語教室が行われたが、そのボランティアの忙しさのため、日本語教室が中止された

と説明した。日本語教室を行おうとするボランティアがいれば、B公民館がそれをサポートして場所を提供するとのことである。

しかし、公民館は単なる場所の貸し出しサービスを提供する施設のみであろうか。「進展する社会と公民館の運営」(文部省社会教育局作成資料, 1963(昭和38)年3月)によると、公民館の役割が社会教育法(第20条)の趣旨に添って、以下の四つの「場」として取り上げられた<sup>(31)</sup>。

- ①開放的な、生活のための学習や文化活動の場
- ②日常生活から生ずる問題の解決を助ける場
- ③専門的な施設や機関と住民との結び目となる場
- ④仲間づくりの場

このような「場」をつくるプロセスの中で、公民館の役割は単なる場所の提供でなく、公民館の利用を通して、相互に接触の機会を増やし、住民同士及び住民と関連機関とのつながりをとることである。公民館はその目標を達成するために、住民の学習ニーズに応じた事業を企画・展開し、時には、助言する必要がある。

例えば、日系南米人の集住地域の一つである静岡県袋井市の浅羽南公民館では、次のような取り組みがされている。2008(平成20)年度からボランティアによる「日本語サロン」は地域のニーズに応じて計画され発足した。公民館としては、「日本語サロン」が円滑に進むように、多方面でサポートをしていた。まずチラシや口コミ、企業回りをしてこのサロンの広報を行った。そして集まった参加者の希望時間と要望をボランティアとマッチングし、計画票の作成、部屋の確保、教材のコピー等を担当し、さらに、学習の目安として「学習証明書」を作成して企業の方に日本語能力を認めてもらうように努力していた<sup>(32)</sup>。このように進んできた「日本語サロン」は浅羽南公民館の教育的な介入のためよりスムーズになってきた。その背景には、公民館職員が公民館の役割及び公民館職員としての業務に対する自覚をもってることが考えられよう。B公民館とは異なって浅羽南公民館は積極的に利用者と学習支援関係を形成しようとする取り組みをしている。自治体によって社会教育

の政策方針と公民館の位置づけが異なったとしても、公民館職員の意識が公民館の事業の内容に大きく影響していると思われる。

## 5. A団地の取り組みに関する分析及び多文化共生形成のメカニズムの構築

### 5-1. 意義

これまでみてきたように課題があるものの、A団地の多文化共生の取り組みは地域の日本人住民と中国人にとってそれなりの意味をもってきたことは否定できない。特に、日常生活における日本人住民と中国人の隔たりを解消し共生していくためには一定の意義があった。

自治会は具体的な取り組みを展開していないものの、中国人を日本人の仲間に入れるために中国語版の自治会入会案内を作成し、中国人との交流機会をつくろうとするために積極的に中国人とのコミュニケーションを促進した。その結果、中国人を含めた外国人は10世帯が自治会に入会した。この10世帯の外国人の入会を通して、自治会は自信を得てこの取り組みを継続し、より多くの中国人を仲間に入れようという姿勢もみられた<sup>(33)</sup>。

商店会は地域の中国人を営業に「囲い込む」というような趣旨をもって、地域の活性化の一環として、イベントを通して中国文化を日本人住民に伝え日本文化を中国人に紹介する場をつくった。それに対して、日本という異国にいる中国人は自国の伝統文化的な催し物を見て、日本人が中国人のためにこのようなイベントを開催してくれたこと、そして中国人を団地の一員として認識していると考えようになった中国人がいる<sup>(34)</sup>。

B公民館は市の方針に基づいて、住民の「集いの場」として、だれでも利用できる場所になるように事業を展開している。日本人住民のレクリエーション団体、文化教養サークルは公民館の施設や設備を利用していると同時に、中国人団体も公民館の体育ホールでバスケットボール、バドミントンと卓球をしている。このように、B公民館は住民の様々な活動に利用されている。



## 5-2. 課題

ただし、各取り組みにおける課題も多い。

自治会の事業においては、中国人を住民として対等関係の下でパートナーシップを構築することが欠けている。中国人への勧誘方式においては、自治会が「人手不足」との理由で中国人に声をかける契機とすることは、中国人に自分が脇役であると思わせる。組織運営においては、10世帯の外国人の入会にかかわらず、自治会はこの機会を利用して外国人に自治会役員としての役割を担ってもらうとは考えていないし、日常の仕事及び自治会活動に仲間として入ってもらう意識も持っていない。自治会の働きかけは外国人住民に入会を勧誘することに力点が置かれすぎているように思う。

現在、外国人集住地域では、自治会に外国人の役員が登用されるのは珍しくない<sup>(35)</sup>。活動の企画から設営準備、そして後片づけに至るまで、外国人と日本人と一緒にすることを通して、地域社会のパートナーとして認め合う関係づくりをねらっている自治会のような住民組織もある<sup>(36)</sup>。A団地においては、より多くの外国人、特に中国人の世帯に入会してもらうためには、自治会の存在意義を中国人のコミュニティに広げることが欠かせないと思われる。中国人役員を通しては、自治会と中国人のコミュニティのつながりが形成される可能性が提供できるであろう。したがって、A団地の自治会にとっては、中国人の会員を自治会の役員として活用し地域人材として育成することは今後の課題になるであろう。

商店会は自治会と同じような課題を抱えている。商店会には上述したように外国人店舗が4軒入っている。しかしながら、日本人会員と外国人会員との交流は殆どみられていない。イベントの企画、設営準備及び後片づけにおいて、外国人会員は加わっていない。外国人会員が当日だけ加わるというような形態で商店会の主催したイベントに参加したようにみられた。商店会は地域の中国人を「囲い込んで」経営しつつ、地域住民間の交流を促進するためには、まず、商店会内部の会員間の交流促進に着手すること

が必要であろう。

上述したように、A団地の自治会の事業及び商店会の取り組みにおいては、中国人を対等関係の住民として共生していくことが意識されていないように感じられた。

B公民館はA団地において、地域住民から「スープの冷めない」「下駄履きで行ける」距離に設置されている<sup>(37)</sup>。集いの場をつくるためには、住民に施設の貸し出しサービスを提供することに努力している姿勢がみられたが、学習支援の面では、B公民館職員は十分な役割を果たしているとはいえないように思われた。

前述したように、住民の多様な活動に利用されているB公民館は、日本人住民と中国人の交流や組織化を促進する働きかけが弱いように思われる。そのため、B公民館は住民から一つの公共施設としてしか認知されていないように思われる。公的社会教育機関としてのB公民館では、具体的な場所を提供するのみではなく、公民館職員が知識、経験及び専門性を通して、地域の日本人住民と中国人に日常生活から生ずる問題の解決について助言し、必要な情報が交換できるような学習の場を提供することが可能であろうか。

事業の企画においては、B公民館職員の企画力及び事業の実施状況に関する情報の収集力、管理・調整力といった業務の取り扱い方法と態度の不十分さがみられた。中国人が集住しているA団地では、言語問題で生活上にもたらした葛藤は、日系南米人の集住地域ほど問題になっていないが<sup>(38)</sup>、言語学習の要望を持っている中国人と日本人住民がいることも実情である。ただし、B公民館はそれを問題視することをせず、住民たちの言語学習のニーズにも応えていないように感じられた。そのような住民の学習要望に留意すれば、B公民館も浅羽南公民館のように、住民の学習ニーズに応じた事業を企画し、事業を通して日常生活に生じた問題の解決を支援し、住民間で必要な情報が交換できるような住民の学習と交流の場を構築することが可能であろう。自治会と商店会の抱えている課題が単なる自治会と商店会の課題だけでなく、A団地

の日本人住民と中国人の共通課題でもある。B公民館職員はこの課題を見落として、自治会と商店会をサポートする学習プログラムとして事業を企画する意識をもっておらず、B公民館内で形成される学習の場を通してB公民館が日本人住民と中国人の学習と交流の場になるような企画力が不足しているように思われる。

澤野由紀子は、「地域住民と密着した公民館は、こうした草の根の国際交流の拠点となることができ」、地域の国際理解を促進するために、草の根レベルの国際交流や異文化との接触を通じて、直接的に互いの置かれている立場についての理解を深める役割を果たすところであると指摘した<sup>39)</sup>。これまで、住民の集まりの場所としてのB公民館は、自治会と商店会をサポートし日本人住民と中国人により多くの学習機会を提供することが今後の課題であると思われる。こうした役割を果たしていけば、B公民館は澤野が指摘したように、地域の多文化共生の拠点になり得るのではないかと。

### 5-3. 多文化共生形成のメカニズム構築の可能性

現在、自治会、商店会及びB公民館は各々の事業を展開しており、相互協力や共同作業等が殆どされていない。商店会が主催したイベントにおいて自治会の参加姿勢については、「努力のない」「考えポリシーがない」「やらなくちゃいけない態度」であったという批判が商店会から出ている<sup>40)</sup>。自治会の主催したお祭りにおいて、商店会は出店の準備をしており、自治会の仕事に協力しなかった。B公民館はただ施設を貸し出しただけである。それは協力というより、むしろ、公民館の施設貸出事業を行っただけに感じられた<sup>41)</sup>。

ところが、自治会と商店会との連携はA団地にとっては困難なことではないと、筆者は思っている。なぜかという、自治会の役員が同時に商店会の会員である者が少なくないのである。彼たち/彼女たちを通して組織間の横のつながりを形成し得る可能性があると思われる。かりに、自治会、商店会とB公民館は連携して、A

団地にとっての取り組みを展開するとすれば、どのような効果をもたらし得るのであろうか。

ここに至って、筆者はA団地においては、多文化共生形成のメカニズムを構築するには、公的社会教育機関であるB公民館を地域の拠点として、自治会と商店会が相互協力の関係をつくり、B公民館と連携して多文化共生形成に関するメカニズムの構築を仮説として提出したい。しかも、筆者からみると、A団地にとっては、これが実現し得る可能性があると思われる。

そのメカニズムにおいて、筆者は次のようなことに取り組むことが望ましいと考えている。具体的にいえば、B公民館は自治会のためにB公民館を利用している中国人のスポーツ団体の団員との交流機会をつくる。自治会はこのような中国人との接点を通して、中国人のニーズ及び住民間の課題を把握する。B公民館は事業を企画するに際して、自治会と商店会の意見を求め事業を充実する。たとえば、B公民館は講座を企画するとき、営業上の言語の壁を配慮して中国語講座に買い物時の中国語を加え商店会の悩みを減少し、自治会と商店会からの情報を得て日本語講座で中国人に日本における日常生活に関連する習慣・ルールを伝える。さらに、B公民館は地域の拠点として自治会や商店会をはじめ、地域住民の情報交換の場、交流の場に努める。(図1参照)

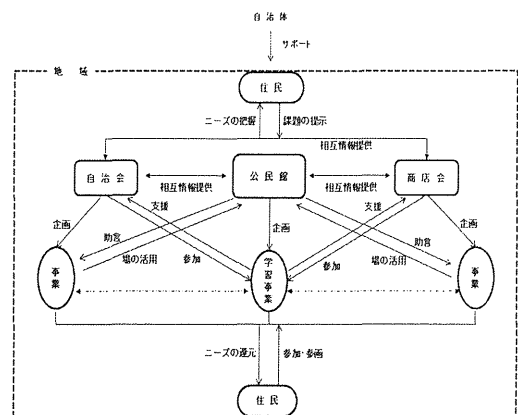


図1 A団地における公民館を拠点とした多文化共生形成のメカニズム (筆者作成)

勿論、地域社会における多文化共生を推進するには、住民レベルのみではできなくて、自治体レベル、国レベルの政策等が欠かせない。また、地域社会（住民側）と行政側との連携も必要である。A団地の場合は管理運営主体であるUR都市機構との連携も必要であろう。

## 6. おわりに

本稿では、埼玉県川口市における中国人の集住地域であるA団地に着目し、そこにおける住民組織及び公的社会教育機関であるB公民館が展開した多文化共生の取り組み実態の事例分析を通して、多様な取り組みが地域においてもっている意味、そして、存在している課題を検討した。

外国人の集住に伴い、多様な日常生活レベルの問題が顕在化してきた。また、それは外国人が集住してみてもはじめて重視された社会問題である。このような社会問題を解消するために、国家をはじめ、各自治体が外国人の集住に伴って地域社会に生じた問題の解決に着手して、「多文化共生」ということが施策、方針に取り入れられて政策用語として使われてきた。しかし、実際に地域社会における多文化共生の担い手は、行政ではなく、地域住民である。

小池源吾と天野かおりは、日系ブラジル人の集住地域である群馬県大泉町における多文化共生が上手く推進していないといえる原因が日系ブラジル人を受け入れる上で行政側と住民側の間に生じた食い違いにあることを指摘した<sup>(42)</sup>。町民は日系ブラジル人を隣人として共生していくことを意識していない。行政がいくら「多文化共生」「共生のまちづくり」を提唱してみたところで、「まちづくり」の主体である住民の成長という視点が欠落したならば、日本人住民と外国人住民の「共生」が画餅に終わるとのことである。したがって、地域に暮らしている日本人住民が外国人を同じ地域の住民として理解し共生していくという意識をもっていないと、地域における多文化共生が上手く推進できないということが小池と天野の研究により明らかにされた。

本稿が事例としたA団地の日本人住民と中国人とのコミュニケーションにおいて、交流疎外に起因した無理解と誤解の内実が明らかになった。日本人住民側から自発的に中国人と交流を促進して共生していこうとした点では、住民の成長があり、中国人を隣人として認識し中国人と共生していこうという意思もよくみられた。ただし、筆者からみると、このような取り組みを展開するにあたって、地域の多文化共生形成のメカニズムの構築が必要であると思われる。

本稿では、多文化共生推進の「原動力」<sup>(43)</sup>である住民組織及び地域の公的社会教育機関が展開した多文化共生の取り組みの考察・分析に力点を置いた。特に、A団地のような、多文化共生形成のメカニズムも構築されていない地域においては、行政側から提唱した「多文化共生社会づくり」に対して、地域の多文化共生形成の実態把握がとりわけ重要であると考えられる。したがって、本稿では、A団地における多文化共生に関する実態を把握し、問題点を分析・究明した。このような検討から、筆者は仮説としてB公民館を地域拠点としたA団地の多文化共生形成のメカニズム構築の可能性を提出した。

## 注

(1) 2013年末現在、在留外国人数は206万6,445人で、前年末に比べ3万2,789人（1.6%）増加している。在留資格等別では、「永住者」が65万5,315人（4.9%増）と最も多く、次いで、「特別永住者」が37万3,221人（2.1%減）、「留学」が19万3,073人（6.7%増）と続いている。

法務省「平成25年末現在における在留外国人数について（確定値）」による。（2014年3月20日公表）

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04-00040.html>（2015年1月5日最終閲覧）

(2) 入居申請手続きの簡素化、保証金の撤廃、貯蓄や収入が一定の基準を満たせば、誰でも入居できるようになった。外国人に対する特別な要求が入居申請の文面から削除されている。申込み時に「住民票の写し、所得証明書などの必要

書類の提出で、申込み資格は確認できる」とのことである。

UR都市機構ホームページによる。

<http://www.ur-net.go.jp/kanto/> (2015年1月5日最終閲覧)

- (3) 山下清海「第二次世界大戦後における東京在留中国人の人口変化」『人文地理学研究 31』筑波大学大学院生命環境科学研究科(地理環境科学専攻), 2007年5月。また、法務省が公表した数値によれば、2013年12月現在都道府県別の在留中国人では、人数が最も多いのは東京都(15万5,975)で全国の24%を占め、以下は神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、千葉県と続いている。法務省「在留資格別 在留外国人(その1 中国)」(2014年5月28日公表)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001118467> (2015年1月5日最終閲覧)

- (4) 多文化共生推進協議会は、日系ブラジル人等の外国人住民が多数居住する愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県及び名古屋市が一致協力して、多文化共生社会の形成に向けて総合的かつ効果的な取組を進めることを目的として、平成16年3月に設置した。多文化共生推進協議会ホームページによる。  
<http://www.pref.aichi.jp/kokusai/kyogikai/topcss/kyougikai-gaiyou121108sup.pdf> (2015年1月5日最終閲覧)

また、外国人集住都市会議の組織は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立し、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討している。

外国人集住都市会議ホームページによる。

<http://www.shujutoshi.jp/gaiyou/index.htm>  
(2015年1月5日最終閲覧)

- (5) 筆者は2012年2月～2014年3月にかけて、インタビュー調査及び公民館講座へのアンケート調査を行った。A団地の自治会、商店会及び公民館の関連者にインタビューして、各活動・事業を考察し、場合によって活動に参加した。現在に至っても、実地調査が継続している。

- (6) 本稿で使っている「交流疎外」は、日本人住民と中国人が相互の文化や生活様式について理解が不足な状況で交流することによって、規範や行動についての共通認識が形成されず、誤解が生ずる状態を指している。

- (7) 2010年登録外国人統計「(別表)外国人登録者数総数上位100自治体」政府統計の総合窓口, 2011年8月19日公表。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001111139> (2015年1月5日最終閲覧)

- (8) 川口市のホームページ「かわぐちの人口」(第1表), 2014年12月4日更新。

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/04013010/04013010.html> (2015年1月5日最終閲覧)

- (9) 多文化共生の推進に関する研究会『多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』総務省, 2006年3月, p.5。

- (10) 川口市役所市民生活部かわぐち市民パートナーステーション『川口市多文化共生指針』, 2012年2月, p.14。川口市多文化共生指針策定委員会の委員は10名から構成されている。委員として、在住外国人市民(中国籍)とボランティア2名も含まれている。

- (11) 同上資料, p.11。

- (12) 川口市ホームページ「かわぐちの人口第5表 丁目別人口」, 2014年12月3日更新。

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/04013021/04013021.html> (2015年1月5日最終閲覧)

- (13) A団地の賃貸住宅に関する情報は以下のようである。

住宅 型式	階数	管理 戸数	床面積 (㎡)	家賃(万円)	公益費(円)
1DK	1~15	648	31.33~ 34.26	5.26~6.02	2,600
2DK	1~15	1,137	41.60~ 44.12	7.04~7.91	2,600
2DK+S/2DK /3DK	1~15	667	49.20~ 71.38	8.30~ 11.28	2,600

『先着順受付対象団地のご案内』UR都市機構  
(旧都市公団の賃貸住宅)、2006(平成18)年4月発行。

(14) 2012年8月7日(火)に、A団地自治会、B公民館、レクリエーション団体へのインタビューによる。

(15) 中国語の原文は以下のようである。

「注意：最近发现有母亲带着孩子在此过路处**聚群**。请杜绝此行为！因为那样不但给骑自行车等的行人带来不便，而且也给小孩子造成危险！！敬请协助！」この告知文は団地のメイン通路の近くの指示板に張られている。

この告知文を掲示したのはUR都市機構で、中国語の文章はそこで非常勤として勤務している中国人職員が翻訳したのである。(2012年12月2日(日)に、自治会へのインタビューによる。)

(16) 稲葉佳子・石井由香(他)「公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅における外国人居住に関する研究—外国人居住への取組が行われる10団地を対象に—」『日本建築学会計画系論文集』第75巻第656号、2010年。

(17) 2012年5月21日(月)に、自治会長へのインタビューによる。

(18) 辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘『現代日本の自治会・町内会—第1回全国調査にみる自治力・ネットワーク・ガバナンス—』木鐸社、2009年、p.17。

(19) 2012年12月2日(日)に、F氏へのインタビューによる。IT関係会社の社員であるF氏は来日して10年以上になった。最初は社宅の入居という契機でA団地に住んできた。現在、自分で探した部屋もA団地にある。A団地に住み続ける理由は同僚が多くて、A団地の生活環境に慣れているとのことである。

(20) この事業は、商店街振興組合等が地域コミュ

ニティの担い手として実施する各事業に要する経費を助成することによって恒常的な商店街の集客力と販売力の向上を図ることを目的とするものである。助成額は上限400万円(下限30万円)である。「地域商店街活性化事業(助成金)」, 全国商店街振興組合連合会ホームページによる。<http://www.syoutengai.or.jp/> (2013年12月20日最終閲覧)

(21) A団地商店会の作成した「A団地商店街地域活性化事業企画書」(平成25年度)による。

(22) 協力してもらった組織及び団体には、都市再生機構埼玉支部、日本中国友好協会埼玉支部、中国京劇役者出演団、川口文化服飾学院、大蔵狂言、県警音楽器カラーガード等がある。

(23) 改善策として、福引券が貼付しているチラシを住民のメールボックスへの配布から各戸のドアのポストに入れることに変更した。(2014年2月14日(金)に、イベントの組織者である元商店会長T氏へのインタビューによる。)

(24) 中国人の料理屋、物産店、NPO法人による保育園、及び韓国人の料理屋。

(25) 2014年1月25、26日(土、日)に、中国人の祖母2人と若い母親2人へのインタビューによる。この4人は四日間のイベントにおける出演者に見に来た者で、また、B公民館を利用している者である。現場で中国伝統的な京劇や民族楽器の演奏が見られることは国内でも少ないので、中国伝統的な曲芸を新たに認識したということはこの4人に共通した感想である。

(26) 2014年4月から、常勤職員2名、嘱託2名が配置された。

(27) 2012年4月に赴任した公民館長はこれまで市民生活課福祉関係の職に従事していた。

(28) 2014年9月6日(土)、公民館職員へのインタビューによる。

(29) 2013年10月18日(金)に実施。

(30) 2012年10月26日(金)に、公民館長へのインタビューによる。

(31) 社団法人全国公民館連合会『公民館関係者必携』, 2010(平成22)年, pp.138-140。

(32) 静岡大学生涯学習教育研究センター・静岡県公民館連絡協議会『地域を担う公民館の役割と

- 展望報告書』2010年3月, pp. 20-23。
- (33) 2012年11月2日(金)に, 自治会長と副会長へのインタビューによる。2014年3月末現在, 外国人世帯の入会状況は変更なし。
- (34) 2013年12月14, 15日(土, 日)のイベント会場に見物に来ていた中国人との話による。
- (35) 池上重弘・福岡欣治「外国人居住者は地域コミュニティの担い手となり得るか?—焼津市T団地での調査から—」『静岡文化芸術大学研究紀要』VOL. 5, 静岡文化芸術大学, 2004年。この論文では, 焼津市日系南米人が集住しているT団地の自治会において, 外国人の役員が設置されて自治会活動に外国人居住者の意見を直接反省させる回路をつくるといった対応策を打ち出しているとされている。
- (36) 小池源吾・天野かおり「多文化共生社会をめざす社会教育の構想」広島大学大学院教育学研究紀第三部第59号, 2010年, p. 7。文献では, フィリピン人が集住している名古屋市中区栄東地区においては, NPO 法人「栄東まちづくりの会」と「フィリピン人移住者センター」を中核にして住民間の交流活動への取り組みが展開されている。
- (37) 『月刊公民館』公益社団法人全国公民館連合会, 2011年4月, p. 7。
- (38) 日系南米人が言語問題で引き起こしている生活上の問題として, 例えば, 前掲池上・福岡論文, p. 6。  
アナ・エリーザ・ヤマグチ「日本における外国人居住と地域住民の諸問題の再検討—日系ブラジル人住民の視点から—」『ラテンアメリカ・カリブ研究』第10号, 2013年, p. 29。
- (39) 澤野由紀子「公民館と国際理解」『月刊公民館』社団法人全国公民館連合会, 2002年8月, p. 16。
- (40) 2014年2月14日(金)に, イベントの組織者である元商店会長T氏へのインタビューによる。
- (41) 2012年8月18日(土)の祭り当日, 筆者の観察によれば, 自治会とレク協会の準備や運営に対してB公民館はノータッチ(無関係)であった。
- (42) 前掲小池・天野論文, pp. 7-8。
- (43) 内藤隆史・坪田光平「外国人市民施策の形成

過程に関する一考察—外国人集住地域の教育施策に着目して—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第57集・第1号, 2008年, pp. 413-414。

## **Efforts toward Establishment of a Multicultural Coexistence in a Highly Concentrated Community of Foreign Residents: A Case Study of Kawaguchi, Saitama**

Beibei CAO

This paper clarifies the significance and issues in efforts toward establishment of a multicultural coexistence, focusing on areas with a large population of Chinese newcomers, by conducting a case study on the current situation related to those efforts.

In area A in Kawaguchi, Saitama, problems involving neighbor relationships and the area's safety network have increased with the rapid expansion in the number of Chinese newcomers. Because of different cultures and conventions, there have been several misunderstandings and misapprehension between Japanese residents and Chinese newcomers. In order to solve the problems, the neighborhood association, the shop-owners' organization and the Kominkan have concentrated their efforts on promoting communication and coexistence between the Japanese and Chinese. However, these efforts have proven ineffective in tempering and improving the situation.

By analyzing what these groups carried out and how these groups attempted to resolve the situation, this paper reveals three problems in their efforts even with some level of achievement gained. First, the Japanese do not regard the Chinese as their partners, and interaction between the Japanese and Chinese is still not on an equal footing. Second, the neighborhood association, the shop-owners' organization and the Kominkan all made an effort to improve the situation independently and therefore did not share information about problems and residents' needs. Third, the Kominkan is not promoting and exploiting its advantages to the fullest, not offering support to the other two organizations, and not providing an appropriate response to residents' needs.

To build a mechanism of multicultural coexistence in area A, cooperation and linkage among the neighborhood association, the shop-owners' organization and the Kominkan are necessary. This mechanism should feature the Kominkan where residents can communicate with each other and support the neighborhood association and the shop-owners' organization with an appropriate response to residents' needs.